

公務員宿舎稲毛海岸住宅（仮称）整備事業に係る事業契約書（案）の

記載内容について下表のとおり変更します。

（該当部分のみ記載）

変 更 前	変 更 後
<p>（履行の保証）</p> <p>第 11 条</p> <p>4 乙は、乙を被保険者とする履行保証保険契約が締結される場合には、保険金請求権に、第 63 条第 1 項による違約金支払債務を被担保債務とする質権を甲のために設定し、保険証券を甲に提出しなければならない。かかる質権の設定の費用は乙が負担する。</p>	<p>（履行の保証）</p> <p>第 11 条</p> <p>4 乙は、乙を被保険者とする履行保証保険契約が締結される場合には、保険金請求権に、第 63 条第 1 項による違約金支払債務を被担保債務とする質権を甲のために設定するとともに<u>対抗要件を具備し、保険証券及び対抗要件の具備を証する書面を甲に提出しなければならない。かかる質権の設定の費用（対抗要件具備のための費用を含む。）</u>は乙が負担する。</p>
<p>（かし担保）</p> <p>第 39 条</p> <p>（新設）</p>	<p>（かし担保）</p> <p>第 39 条</p> <p>5 乙は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 94 条第 1 項の規定による担保の責任の履行を確保するため、建設を担当する者をして<u>特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）の規定による住宅建設瑕疵担保保証金の供託又は住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の措置をとらせるものとする。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>6 乙は、前項の措置に基づき乙が取得する供託金還付請求権又は保険金請求権につき、本条による乙の債務を被担保債務とする質権を甲のために設定するとともに<u>対抗要件を具備し、保険証券及び対抗要件の具備を証する書面を甲に提出するものとする。質権の設定の費用（対抗要件具備のための費用を含む。）</u>は乙が負担する。</p>

